

新型コロナウイルス感染症に関する 偏見や差別を防止する規定が設けられました

(新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 令和3年2月13日施行)

事例

〈参考：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室〉

新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな差別的取扱いが報告されています。
こうした偏見や差別は決して許されません。

特措法改正※では、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律

条文※の中には、「いかなる人も差別的取扱い等を受けることのないようにする」とあります。

ワクチン接種に関する差別的行為はやめましょう



- 感染収束に向けて効果が期待される新型コロナウイルスワクチンですが、体質や持病などさまざまな理由で、接種を受けることができない人もいます。
- 接種を受けることは強制ではなく、感染予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただくものです。
- 接種の強要やいじめ、職場や学校等において不利益な取扱いなど、ワクチン接種に関する差別を行うことのないよう、御理解と御協力をお願いします。

◆電話による人権相談窓口（相談無料・通話料有料）

新型コロナ人権相談ほっとライン

電話・FAX 077-523-7700
受付時間：月・火・水・金（祝日・年末年始等を除く）
10時から12時まで、13時から16時まで

お問合せ先

東近江市人権・男女共同参画課
電話 0748-24-5620 FAX 0748-24-0217
I P 050-5801-5620

東近江市人権のまちづくり協議会

事務局：東近江市生涯学習課

電話 0748-24-5672 I P 050-5801-5672 F A X 0748-24-1375

(学社人権部会、企業・事業所部会、人権擁護部会、女性活動部会、人権のまちづくり部会)